

都市計画都心東地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	都心東地区地区計画	
位 置	札幌市中央区北1条東2丁目ほか	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	17.3 ha	
区 域 の 整 備 ・ 保 開 全 発 に 及 関 び す る 方 针	地区計画の目標	<p>本市では、都心部を新しい札幌を象徴する魅力的な都市空間とするため、札幌市の基軸である大通りと創成川の交差部にコンベンション機能を中心とした国際ゾーンを計画している。</p> <p>当地区は、この東側に位置し、国際ゾーンからのインパクトにより、都心部にふわしい商業業務機能の集積が見込まれる地区である。</p> <p>そこで、本計画では、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、適正な商業業務機能の充実を図ることにより良好な市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	商業業務機能等が集積された都心の地区にふわしい、合理的かつ健全な高度利用を促進する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、敷地の共同化を誘導するため、建築物の敷地面積に応じた、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。

2 地区整備計画

名 称			都心東地区
区 域			計画図表示のとおり
面 積			13.7 ha
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区 の 区分	名 称 面 積	商 業 業 務 地 区 13.7 ha
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、敷地面積が200m ² 未満の建築物にあっては、10分の40とする。	
備 考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理 由

当地区は、国際ゾーンとして計画されている区域の周辺地区であり、この計画の進行に伴い都心部にふさわしい商業業務機能の集積が見込まれる。

このため、当地区の土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、適正な商業業務機能の充実を図ることにより良好な市街地が形成されるよう地区計画の決定を行うものである。